

熊本県土地家屋調査士会 補助者規則

(目的)

第 1 条 この規則は、熊本県土地家屋調査士会（以下「本会」という）会則第 101 条に規定する補助者の届出に関する事項を定め、もって補助者の資質の向上と土地家屋調査士業務の適正・円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(補助者の定義)

第 2 条 補助者とは、土地家屋調査士（以下「調査士」という）が土地家屋調査士法（以下「法」という）第 3 条に定める業務の補助をさせるために使用する者をいう。

(使用の制限)

第 3 条 会員は、調査士制度の目的に反すると思われる者を、補助者として使用することができない。

(補助者の届出)

第 4 条 会員は、補助者を置いたときは、遅滞なく、附録第 1 号様式の届出書（4 通）の所要事項を記入し、次の各号の書類等を添付のうえ、支部を経由して本会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 写真 6 葉（提出日前 3 ヶ月以内に撮影した縦 4 cm 横 3 cm で無帽かつ正面上半身の背景のないもの）
- 2 支部は、前項の届出書を受け取ったときは、すみやかにその適否の意見を付して本会に送付しなければならない。
- 3 同一補助者を他の会員と共同して使用する場合は、第 1 項 1 号及び 2 号の添付書類は、一の会員が添付すれば足りる。ただし、その場合は、それぞれの届出書に他の会員と共同して使用する旨及び第 1 項の書類を添付した会員の氏名を記載するものとする。
- 4 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに、附録第 2 号様式の届出書（3 通）によりその旨を支部を経由して、本会に届け出なければならない。

(補助者台帳の備付)

第 5 条 本会は、補助者台帳を備え付けるものとする。

2 補助者台帳には、補助者証の発行、再発行及び返還に関する事項を記載しなければならない。

(補助者証)

第 6 条 本会は、会員から補助者を置いた旨の届出書を受理したときは、速やかに、附録第 5 号様式の補助者証を会員に交付しなければならない。

2 会員は、補助者が執務をするときは、補助者証を携帯させなければならない。

3 会員は、補助者が、補助者証を滅失若しくは損傷したときは、直ちに附録第 6 号様式により、本会に再交付を請求しなければならない。

- 4 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに、補助者証を本会に返還しなければならない。
- 5 第1項に規定する補助者証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 補助者の氏名及び生年月日
 - (2) 会員の事務所の所在地及び電話番号（法人会員にあっては、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地及び電話番号）
 - (3) 会員の氏名（職名又は日本名を登録している者にあつては、当該職名又は日本名）及び登録番号（法人会員にあっては、その名称及び届出番号）
 - (4) 発行年月日及び有効期限
 - (5) 発行番号
 - (6) 写真
- 6 補助者証の有効期限は、発行の日から5年とする。

（法務局への通知）

第7条 本会は、第4条の届出書を受理したときは、附録第3号様式による通知書に、届出書の写しを添付して熊本地方法務局に通知しなければならない。

（補助者証の継続更新）

第8条 会員は、補助者証の有効期限満了の3か月前から、本会に対し、附録第6号様式により新たな補助者証の交付を請求することができる。

- 2 会員は、新たな会員証の交付を受けたときは、交付と引換えに、旧補助者証を本会に返還しなければならない。

（変更届）

第9条 会員は、補助者が、その氏名を変更したときは、附録第4号様式による変更届出書に所要事項を記入し、次の各号の書類等を添付のうえ、速やかに本会に届け出なければならない。

- (1) 変更を証する書面
- (2) 写真5葉
- (3) 旧補助者証

- 2 本会は、前項の変更届出書を受理したときは、遅滞なく新補助者証を交付するとともに、附録第3号様式による通知書に届出書の写しを添付して熊本地方法務局に通知しなければならない。

（研修）

第10条 本会は、補助者の資質向上を図るための研修を開催するものとする。

- 2 前項の研修は、別に定める補助者研修要領によって実施するものとする。
- 3 会員は、第1項の研修会に補助者が参加できるよう努めなければならない。

（特定事務指示書の発行）

第11条 会員は、補助者（第4条の届出後2か月以上継続して勤務し、土地家屋調査士及びその補助者としての業務の重要性を十分に認識し、会員において信頼関係が構築されたと認められた者に限る。以下本条において同じ）に不動産登記法第21条に規定する登記

識別情報の通知を受領する事務（以下「特定事務」という）を行わせるときは、附録第7号又は第8号様式の特定事務指示書を事件ごとに発行し、これを携帯させなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、登記官の求めがあったときは、補助者は、特定事務指示書を補助者証とともに提示しなければならない。
- 3 会員は、補助者が退職したとき又は特定事務の指示を解除したときは、速やかに特定事務指示書を回収しなければならない。
- 4 特定事務指示書の有効期限は、発行の日から3か月とする。
- 5 会員は、前項の有効期限が満了した特定事務指示書を補助者から回収し、特定事務指示書編綴簿に綴じて、5年間保管するものとする。
- 6 会員は、特定事務指示書を発行した場合において、これにより損害が生じたときは、その一切の責任を負わなければならない。

（規則の改廃）

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

（施行期日）

- 1 熊本県土地家屋調査士会補助者規則（昭和59年7月17日施行）は、平成10年9月30日をもって廃止する。
- 2 この規則（平成10年9月10日第2回理事会決定）は、平成10年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 この規則の施行日前に既に使用届をしている補助者については、この規則による届け出が行われたものとみなす。
- 2 規則第6条の規定は、平成11年1月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（従前の補助者証に関する経過措置）

- 2 この規則施行の際、現に施行日前5年以内に発行された補助者証は、この規則による補助者証とみなす。

附 則（第11条）

（施行期日）

この規則は、平成25年3月16日から施行する。